

No.81

県政かわら版

地域の問題と県政・県議会についてご報告します

千葉県議会議員



岩井 やすのり

プロフィール 1970年生まれ 45歳

早稲田大学大学院 政治学研究科修了
H27年 千葉県議会議員 2期目当選

岩井やすのり議員事務所

TEL : 0476-36-7799

HP : <http://www.iwai-y.jp> メール : mail@iwai-y.jp
印旛郡栄町安食台 2-26-23 (栄町役場前パン屋 2F)

国道 356 号バイパス振動対策を要望～県常任委員会

県議会議員選挙後初の定例会となった6月県議会。新たに所属することとなった県土整備常任委員会において、地域の道路問題を取り上げました。

県北つなぐ国道 356 号～交通量増加の見込み

常任委員会とは、議会の内部組織として所掌する事務に関する調査を行い、議会に提案された議案、請願等を審査するものです。県土整備常任委員会では、都市計画や宅地開発、道路、河川、港湾などの問題について審議します。

さて、国道 356 号は千葉県北部の銚子市、香取市、成田市などを経て我孫子市に至る一般国道であり、北総地域の重要な幹線道路です。この6月には圏央道、神崎～大栄間が供用開始となったことから、都心などへの交通量の増加が見込まれています。

くぼみ等による振動と騒音～栄町西付近

この国道 356 号の栄町西地区から同中谷地区においては、路面の損傷や道路の沈みが発生し、車両通過時の振動や騒音が問題となっていました。

6月に実施した近隣住民からの聞き取り、県土木事務所担当者との現地調査では、国道 356 号栄町消防署付近から同西地区（平岡交差点付近）の車道にくぼみやひび割れが多く散見され、一部の箇所では、大型車両が通過する度に、「ガゴンッ」という異音と大きな揺れが発生していることが確認されました。

同区間は、もともと地盤の弱い地域に道路が走っていること、信号の少ない直線道路を大型トラックなどがスピードを上げて通過していること、国道が



路面損傷が激しい国道 356 号 (印旛郡栄町布太)

民家より高い位置を走っていること等がその要因とみられています。

域内 6 箇所の早期対応を確約 県土整備部

そのような中、6/30に開催された県土整備常任委員会にて、住民生活に大きな影響を与える問題として、道路管理者である県の迅速な対応を要望。構造的な問題箇所を含む 6 箇所 (区間) について、早期に振動対策を実施する旨の答弁を得ることができました。さらに、7/21には再度、県土木事務所、栄町担当課、地元住民を交えた 4 者にて現地調査を行い、問題箇所の再確認と早期対応を要望したところです。

課題残る国道 356 号 引き続いての働きかけ

国道 356 号については、安食交差点 (大鷲神社前) の渋滞対策や長門橋の耐震対策などの多くの課題が残っています。地域自治体とともに引き続き働きかけを行ってまいります。

精神障害者への運賃割引進まず～鉄道わずか3割

身体・知的障害者への障害者手帳による交通運賃割引が普及する一方、精神障害者にも割引適用する鉄道はわずか3割です。

JR各社、大手私鉄16社 いずれも割引なし

統合失調症やうつ病などの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に交付されるのが精神障害者保健福祉手帳です。この手帳を有することで、NHK受信料減免や所得税、住民税控除などの支援が受けられ、生活を営む助けとなっていました。しかし、鉄道やバスなどの交通運賃の割引は、未だに普及しない現状があります。

昨年7月の読売新聞の調べによると、ケーブルカーを除く全国の鉄道158社の中で、精神障害者への運賃割引を導入しているのは46社。そのうちの43社は中小私鉄や第3セクターであり、JR6社や大手私鉄16社はいずれも適用していません。また、公営地下鉄で適用しているのは仙台市だけであり、東京都や政令市の多くは、在住の市民に限り無料バスを発行しているものの、交通事業者としては割引を行っていません。

障害の種類によって運賃割引に格差

ところで、障害者は身体障害者、知的障害者、精神障害者の大きく3つに分けられます。身体障害者の中でも肢体不自由者や視覚、聴覚障害者といった外部障害者への運賃割引は昭和25年に始まり、JR、私鉄、航空、バス、タクシーの各社が対応しています。また、適用が遅れていた心臓、腎臓などの内部

バス・鉄道の精神障害者割引の導入状況

	未導入	導入済み
バス	122社	328社
鉄道	112社	46社
JR東日本などJR6社 京成電鉄など大手私鉄16社		熊本電鉄などの中小私鉄

障害者については平成2年、知的障害者については平成3年より、身体障害者と同様の割引制度が実施されています。すなわち、障害者の中でも精神障害者だけが、全国的な運賃割引制度が適用されていないのです。

精神障害者平均月収6万円～交通費が負担に

精神障害者の家族でつくる全国精神保健福祉会連合会が実施したアンケート調査結果によれば、精神障害者の平均月収は約6万円。通院、通所のため、交通機関を利用する頻度は月10回以下が約半数で

精神障害者世帯の実態（全国家族会調べ）

1か月の平均収入	60,287円
本人の平均年齢	45.7歳
家族と同居している	72.9%
一般企業へ就労（アルバイト含む）	5.7%
無年金者	19.7%

あり、交通費は月3千円以下が約4割を占めたそうです。通院や就労支援施設などへの通所を考えると利用頻度はもっと高くなるはずで、障害者が利用を控えているのではないかと見られています。

国土交通省は「障害の種類で扱いが異なるのはおかしく、精神障害者にも割引を適用するのが望ましい」として、各社に協力を要望しています。バスでは2012年に標準的な運送約款を改正して、精神障害者も割引対象に加えたことから、適用する事業者が増えたものの、鉄道には同様の制度はありません。

障害者への運賃割引を実施する事業者からは、「収益への大きな影響はない（鹿児島交通）」との声が聞かれます。実施主体は民間事業者であることが多く、運賃割引を強制することはできませんが、国、県として継続的な働きかけは必要。引き続き関係団体等からの聞き取りを行い、一刻も早い割引の実施を働きかけてまいります。

ポスティング ボランティアさん募集！

「県政かわら版」の配布（ポスティング）作業をお手伝いいただける方募集しています。ご近所だけでも大変ありがとうございます。

お問い合わせは0476-36-7799まで。

岩井やすのり後援会員募集！

岩井やすのり後援会では会員を募集しています。会費を頂戴しない「一般会員」と年間3,000円の会費をお預かりする「贊助会員」の2種類です。

お問い合わせは0476-36-7799まで。